

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局住宅部管理課 (06-6208-9272)
処分課（担当）名	都市整備局住宅部管理課
処分の名称	小規模保育事業者に対する大阪市営住宅及び大阪市営住宅附帯駐車場の目的外使用許可の取り消し
概要	地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受けた者が、以下の要綱の各条項に違反したときや各条項に規定する義務を履行しないとき等は使用許可を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	地方自治法第238条の4第9項 市営住宅等の小規模保育事業への活用実施要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000411495.html
処分基準	使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用物件の使用許可を取り消し、明渡しを求めることができる。 (1) 使用者がこの要綱の各条項に違反したとき (2) 使用者がこの要綱の各条項に規定する義務を履行しないとき (3) 不正の手段によってこの許可を受けたとき (4) 市営住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の入居者若しくは周辺の住民に迷惑を及ぼす行為があったとき (5) 本市において使用物件を公用又は公共用のために必要とするとき (6) 使用者又は使用者が団体である場合は大阪市暴力団排除条例施行規則（平成23年規則第102号）第3条第5号に該当する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員であると認められるとき (7) 使用者又は使用者が団体である場合はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき (8) 使用者又は使用者が団体である場合はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき (9) 使用者又は使用者が団体である場合はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき (10) 使用者又は使用者が団体である場合はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、第6号から前号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき (11) その他市長が、使用条件を満たさなくなったと認めるとき 2 使用者は前項の規定により使用許可を取り消された場合は、速やかに市営住宅等を明渡さなければならない。 3 市長が市営住宅について使用許可を取り消したときは、取消日の翌日から当該市営住宅の明渡しをする日までの期間について、毎月、住宅使用料の2倍に相当する額の金額を支払わなければならない。 4 市長が駐車場について使用許可を取り消したときは、取消日の翌日から当該駐車場の明渡しをする日までの期間について、毎月、駐車場使用料の2倍に相当する額の金額を支払わなければならない。 5 使用者は当該使用許可の取消し又は変更によって生じた損失を本市に請求することができない。
ホームページ	
備考	